

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定に基づいて市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第8条の規定により特定事業の選定に係る客観的評価の結果を公表します。

平成15年2月26日

市川市長 千葉 光行

特定事業（市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業）の選定について

第1 評価の結果

市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、市川市（以下「市」という。）が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約10.0%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等、定性的効果も期待することができます。

上記の評価を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法に基づく特定事業として選定します。

第2 評価の内容

1 評価方法

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準としました。
- (2) 市の財政負担の見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、特定事業を実施する民間事業者のからの税収等の適切な調整を行い、これを現在価値に換算することにより評価を行いました。
- (3) 上記の財政負担の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合の、定性的な評価を行いました。

2 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件は、次の表のとおりです。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	施設整備費 維持管理費 運営費 利用料収入 利用料収入は、想定利用者数及び想定客単価より設定した。	サービス購入料 アドバイザー費用 ¹ モニタリング費用 ² 事業者からの税収（市税）を調整 民間事業者の利用料収入は市が直接実施する場合と同等とした。
共通の条件	事業期間 17年間 （設計・建設期間2年、運営期間15年） 施設規模 延床面積約4,000㎡ 割引率 4% インフレ率 1%	
資金調達に関する事項	一般財源：100%	出資金 民間金融機関借入 償還年数15年
施設整備費に関する事項	概略の施設計画に基づき、同種の公共施設の実績等を勘案して設定した。	市が直接実施する場合に比べて、一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
維持管理費・運営費に関する事項	同種の公共施設の実績等を勘案して設定した。	市が直接実施する場合に比べて、一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。

1：アドバイザー費用

PFI事業として実施する場合に、市が活用する外部専門コンサルタントへの委託費用

2：モニタリング費用：

PFI事業が適切に遂行されているかどうかの監視（モニタリング）を行うための費用

3 市の財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較すると次の表のとおりとなります。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担額を100とする指標により比較しています。

財政負担額の指標

市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
100	90.0

4 PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施することにより、以下に示すような定性面での効果を期待することができます。

(1) 利用者ニーズに応じた良質なサービスの提供

主にプール、温浴施設からなる施設の運営に、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウが活用されることにより、市民の健康増進等に対するニーズに対応したより良質で多様なサービスが柔軟に提供される等、市民へのサービス内容の向上が期待できます。

(2) 財政支出の平準化

市の財政支出について、市が直接実施する場合、施設整備費等を一時に支出する必要があるのに対し、PFI事業として実施する場合は、毎年度のサービス購入料として支払うこととなり、平準化を図ることができます。

(3) リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

リスク分担において、リスクを最もよく管理できるも者が当該リスクを分担するという考えに基づいて、事業開始前からリスクの分担を明確にすることにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、リスク発生の抑制、リスク発生時の損失拡大の抑制等の効果が見込まれます。

(4) 施設整備と運営維持管理の効率化

設計、施工、運営、維持管理を民間事業者に一括して性能発注することにより、民間事業者による包括的な創意工夫の発揮が期待でき、より効率的かつ機能的な施設整備と運営維持管理が期待できます。

別紙 1

1 日程について

事業者の募集及び選定は、次の日程で行う。

平成15年3月 3日（月）	第一次募集の開始（第一次募集要項の配布）
平成15年3月 5日（水）	募集要項についての説明会及び現地説明会
平成15年3月 6日（木）	募集要項等に関する第一回質問の受付
平成15年3月 6日（木）	提案施設・提案プログラム確認書受付
平成15年3月26日（水）	募集要項等に関する第一回質問への回答
平成15年4月11日（金）	参加表明書・参加資格審査書類・第一次提案書の受付
平成15年4月14日（月）	参加事業者の公表
平成15年5月 9日（金）	第一次審査通過者の公表
平成15年5月 9日（金）	第二次募集の開始（追加資料等の配布）
平成15年 5月中旬	募集要項等に関する第二回質問の受付
平成15年 5月中旬	募集要項等に関する第二回質問への回答
平成15年 7月中旬	第二次提案書の受付
平成15年 7月中旬	参加事業者の公表
平成15年 8月上旬	第二次提案書のヒアリング
平成15年 9月上旬	優先交渉権者並びに次点交渉権者の選定・公表
平成15年10月下旬	仮契約締結
平成15年12月下旬	議会承認後、契約締結

2 募集要項等に関する説明会及び現地説明会の開催について

開催日：平成15年3月5日（水）

開催時間：午後1時～午後3時（予定）

募集要項等の説明会の終了後、隣接の計画地に場所を移動して現地説明会を行います。

開催場所：市川市クリーンセンター（市川市田尻 1003 番地）
管理棟 2 階 ビデオルーム（TEL 047-328-2326）

交通機関：JR 総武線「西船橋駅」下車 タクシー利用
営団地下鉄東西線「原木中山駅」下車 タクシー利用

参加申込先：募集手続きについての市の担当窓口

参加申込期間：平成15年3月3日（月）～3月4日（火）
最終日午後3時まで

その他：参加申込書等については、3月3日公表予定の募集要項を参照のこと。

現地説明会参加者は、本事業の募集要項等をホームページからプリントアウトして当日持参すること。